

○西東京市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱

西東京市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱

第1 目的

西東京市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業（以下「給付事業」という。）は、在宅の重度身体障害者又は重度身体障害児（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表による級別がおおむね2級以上の者をいう。以下同じ。）に対し、西東京市（以下「市」という。）がその者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善（以下「住宅改善」という。）に要する費用を給付し、もって在宅の重度身体障害者又は重度身体障害児の日常生活の利便を図ることを目的とする。

第2 給付対象者

給付事業の対象となる在宅の重度身体障害者又は重度身体障害児の保護者（以下これらの者を「障害者等」という。）は、別表第1に定める種目に応じて、同表の対象者に定めるとおりとする。ただし、障害者等及び当該障害者等と同一の世帯に属する者（重度身体障害者の場合は、本人及び配偶者をいう。）が、住宅設備改善費（市が住宅改善に要する費用を障害者等に対し給付する費用をいう。以下同じ。）の給付に係る申請（以下「給付申請」という。）を行う月の属する年度（当該申請を行う月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において、その者の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合を除く。

第3 給付事業の内容

市長は、障害者等が住宅改善を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して支払う住宅改善に要する費用の額（別表第1の基準額を上限とする。）の100分の90（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を、住宅設備改善費として障害者等に給付する。

2 市長は、障害者等が実際に住宅改善に要した費用から、前項の規定により算出された住宅設備改善費の額を控除して得た額が、別表第2各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該住宅改善に要した費用から、同表各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を住宅設備改善費として障害者等に給付する。この場合において、障害者等が住宅改善を実施した月と同一の月内に西東京市障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年9月29日付18西保障第1068号市長決裁。以下「日常生活用具要綱」という。）による給付を受けた場合は、当該給付を受けるに当たって要する費用負担の額を別表第2に定める上限額から減じるものとする。

第4 申請

住宅設備改善費の給付を受けようとする障害者等は、重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付申請書に当該工事の見積書その他必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

第5 給付の決定

市長は、第4の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした障害者等に対し、重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付（承認・不承認）決定通知書により通知するとともに、住宅設備改善費の給付の決定を受けた障害者等（以下「給付決定障害者等」という。）に対し、住宅設備改善費給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の決定に係る事業者には、住宅設備改善費給付委託通知書を送付するものとする。

3 給付決定障害者等は、給付券を事業者に提出し、住宅改善の実施を受けるものとする。

第6 請求

住宅改善を実施した事業者は、第5第3項の規定により給付決定障害者等から提出された給付券及び住宅設備改善工事完了届を添付して当該住宅設備改善費を市長に請求するものとする。

第7 支払

市長は、事業者から第6の規定による給付券及び住宅設備改善工事完了届の提出を受け、実地調査により給付決定障害者等が事業者から適切な住宅改善を受けたことを確認したときは、当該給付決定障害者等が事業者に支払うべき住宅改善に要した費用について、第3に規定する住宅設備改善費の限度において、当該給付決定障害者等に代わり、事業者に支払うことができる。

2 市長は、前項の規定による支払をしたときは、給付決定障害者等に対し、住宅設備改善費の給付をしたものとみなす。

第8 設備の管理等

住宅設備改善費の給付を受けた給付決定障害者等は、当該住宅設備を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 給付決定障害者等は、住宅設備の取扱いについて最善の注意をもって維持及び管理をしなければならない。

第9 給付の回数

住宅設備改善費の給付は、給付決定障害者等が属する世帯1世帯当たり同一種目につき1回までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付決定障害者等は住宅設備改善費の同一種目の給付を新たに受けることができる。

(1) 障害の程度が著しく変化し、又は新たな障害が加わり、既に給付した住宅設備改善費による住宅改善の内容では日常生活に支障が生じている場合

(2) 既に住宅設備改善費の給付を受けたものの老朽化、災害等による住宅設備の損壊等により修理が不能となった場合。ただし、第8第2項に規定する維持及び管理を怠って当該住宅設備を破損等した場合を除く。

(3) 転居した場合

(4) その他市長が住宅設備改善費の給付を新たに必要と認める場合

第10 調査等

市長は、必要があると認めたときは、給付決定障害者等及び住宅改善を実施した事業者に対して報告又は書類の提出を求めることができる。

第11 返還

市長は、給付決定障害者等が次のいずれかに該当する場合は、住宅設備改善費の給付の決定を取り消し、及び給付の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により住宅設備改善費の給付を受けたとき。
- (2) 第8の規定その他住宅設備改善費の給付の条件に反したとき。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
(田無市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱及び保谷市重度心身障害者(児)日常生活用具及び設備改善費給付等要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 田無市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱
 - (2) 保谷市重度心身障害者(児)日常生活用具及び設備改善費給付等要綱
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に田無市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱又は保谷市重度心身障害者(児)日常生活用具及び設備改善費給付等要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第2第4号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の西東京市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)別表第2第2号及び第3号の規定は、この要綱の施行

の日以後に改正後の要綱第5の規定による決定を受けた同表第2号及び第3号に規定する者が行う改正後の要綱第1に規定する住宅改善から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2、第3関係）

種目	対象者	基準額 (円)
中規模改修	<u>下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上</u> の6歳以上65歳未満の者及び補装具として 車いすの交付を受けた6歳以上65歳未満の <u>内部障害者</u>	641,000
屋内移動設備 (機器本体及び附属器具)	歩行ができない状態で、 <u>上肢、下肢又は体幹</u> <u>に係る障害の程度が1級以上</u> の6歳以上の	979,000
屋内移動設備 (設置費)	者及び補装具として車いすの交付を受けた 6歳以上の内部障害者	353,000

注1 この表における障害の程度とは、規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に掲げる種類の障害とする。

注2 内部障害とは、規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に掲げる心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害とする。

注3 中規模改修とは、日常生活用具要綱別表第1に規定する居宅生活動作補助用具の給付を受けてなお足りない部分の改修又は居宅生活動作補助用具の対象とならない内容の改修とする。

別表第2（第3関係）

給付決定障害者等の状況	第3第2項に 規定する上限 額
(1) 次号及び第3号に掲げる者以外のもの	37,200円
(2) <u>市町村民税世帯非課税者</u> (給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者が給付申請のあった月の属する年度(事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税	0円

<p>(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該給付決定障害者等をいう。)</p>	
<p>(3) 給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者が、給付申請のあった月において、<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者</u>であるもの</p>	<p>0円</p>

備考 この表において「給付決定障害者等と同一の世帯に属する者」とは、給付決定障害者等が在宅の重度身体障害者の場合は当該障害者の配偶者をいい、給付決定障害者等が在宅の重度身体障害児の保護者の場合は当該保護者と同一世帯に属するものをいう。